

令和6年 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 令和6年4月6日（土）～4月15日（月）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（水）



スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから

重 点

- 1 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 4 二輪車の交通事故防止

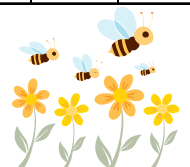
横浜市交通安全キャラクター
ルールちゃん

◇◇◇令和5年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	全事故件数		全事故死者数		子どもの事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故		飲酒運転事故	
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴見区	626	-43	4	0	56	10	202	1	215	-8	185	-21	4	3
神奈川区	329	-34	2	-1	22	11	112	-18	73	-2	102	-12	2	1
西区	261	6	2	-1	8	0	101	23	43	-11	68	-5	3	2
中区	475	91	4	3	26	8	169	22	99	8	123	18	4	-1
南区	391	63	1	-1	20	4	146	31	84	3	149	20	2	-1
港南区	499	22	2	0	40	-7	178	10	105	3	144	-9	3	1
保土ヶ谷区	345	-109	4	4	22	-3	118	-15	52	-25	141	-53	3	1
旭区	482	-46	1	-1	32	7	170	-15	85	-6	175	-18	2	-5
磯子区	290	-21	6	5	24	-6	92	-9	57	-15	90	-17	1	0
金沢区	537	31	4	2	47	16	185	12	167	13	181	18	3	1
港北区	657	145	0	-2	50	25	188	47	174	37	199	47	3	1
緑区	446	75	2	-3	38	10	143	24	117	43	138	34	0	-4
青葉区	600	57	0	-1	42	0	201	15	120	10	161	11	2	0
都筑区	421	-17	2	-2	36	-5	134	2	117	17	88	-30	2	-1
戸塚区	540	26	2	-2	25	-9	172	27	70	-18	193	4	3	2
栄区	171	-22	0	0	11	1	61	-14	28	-7	55	-8	0	0
泉区	326	54	0	0	22	-1	110	4	68	3	110	23	0	0
瀬谷区	307	-67	4	2	20	-5	90	-46	86	-19	100	-17	2	-1
横浜市内	7,703	211	40	2	541	56	2,572	101	1,760	26	2,402	-15	39	-1



横浜市交通安全対策協議会



各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 4月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせたキャンペーンなどの開催により、広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

交通事故死ゼロを目指す日

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、本年は4月10日と9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」とされています。

(4月10日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車(略称：サポカー)の普及啓発等を図ります。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

教育関係

- 1 スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための安全点検を実施します。
- 2 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 3 自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 自転車や電動キックボード等に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 4 二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課(※)

電話045(671)2323

※令和6年4月1日から道路政策推進課に課名を変更します

令和 6 年度 横浜市 L E D 防犯灯事業について【お知らせ】

1 趣旨

令和 6 年度の横浜市 L E D 防犯灯事業についてお知らせします。

引き続き、L E D 防犯灯の見守り等について御協力をお願いします。また、地域で必要な場所に防犯灯の設置を希望する際の申請手続き等について御案内します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報共有をお願いします。

【単位会長】本資料を送付しますので、定例会等で情報共有してください。

3 このお知らせの概要

(1) 横浜市の L E D 防犯灯について (2 ページ)

(2) L E D 防犯灯の見守りへの御協力について (3 ページ)

故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを引き続きお願いします。

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について (3 ページ)

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去させていただきます。予めご承知おきください。

(4) 市による新規設置を希望する際の御申請について (4 ページ)

- ・市 (18 区) 全体で 154 灯 (電柱共架型 144 灯・鋼管ポール型 10 灯) の予定です。
- ・『令和 6 年度 電柱への L E D 防犯灯の新設申請の手引』及び『令和 6 年度 鋼管ポール L E D 防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の 受付は区地域振興課へ、締切は令和 6 年 5 月 31 日 (金) となります。

4 L E D 防犯灯事業の市ホームページ URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

【備考】この事業は、令和 6 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

<お問合せ先>

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
プレートタイプ 	シールタイプ 

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて（参考）】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者の許可を得て設置し、維持管理しています。電柱事業者や設置場所等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。



【LED防犯灯の故障等が発見された際の連絡先】

- ・ 南区地域振興課 電話045-341-1235
- ・ 市民局地域防犯支援課 (電話045-671-3709)

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期(気づいた日)及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがあります。故障ではありません。

【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(0120-995-007)に、直接御連絡ください。

※0120番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803(有料)

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去しますので、予め御承知おきください(対象は市が選定します。)

撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え(鋼管ポール型防犯灯の再整備)のいずれかの対応となります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がない場合に限り(令和6年度は市全体で22本を予定)。建替えにあたっては、近隣にお住まいの皆様から御理解・御協力を得るために、自治会町内会の皆様に御協力をお願いします(具体的な内容は個別に御相談)。

なお、現在設置する鋼管ポール基礎は大きい（約直径 50cm）ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。

（４）市による新規設置を希望する際の御申請について

① 令和 6 年度の新規設置の御申請について

- ・市（18 区）全体で 154 灯（電柱共架型 144 灯・鋼管ポール型 10 灯） の予定です。
- ・『令和 6 年度 電柱への LED 防犯灯の新設申請の手引』及び『令和 6 年度 鋼管ポール LED 防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の受付は区地域振興課へ、締切は令和 6 年 5 月 31 日（金）となります。

令和 6 年度から制度化：「付替制度」の利用について

周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場所がある場合（※）は、その場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する「付替制度」を整えました。この制度を利用することで、新設予定数（電柱共架型 144 灯）とは別枠で設置できるというメリットがありますので、積極的な御検討をお願いします。

※十分な明るさを確保できるようになった場合の例

- ・防犯灯の近くに、明るい道路照明が設置された
- ・マンションや 24 時間営業の店舗ができ、周辺が十分に明るくなった 等

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら地域防犯灯を設置し、維持・管理を行う	地域防犯灯の設置にあたり地域活動推進費補助金をご活用いただけるほか、維持管理に係る補助金の交付を受けることができます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

自治会町内会長 各位

市連会 3月定例会説明資料
令和6年3月12日
市民局地域支援部地域防犯支援課

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ【依頼】

1 事業の趣旨

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和6年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】【単位会長】定例会等で情報提供してください。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

3 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限：**令和6年7月31日（水）必着**

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、横浜市 地域防犯カメラ設置補助金 で検索できます。

(2) 申請書類提出先：

- ・各区地域振興課（持参または郵送）
- ・横浜市電子申請・届出システム(右の二次元コードよりアクセス)

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）、見積書、収支計算書（第2号様式）
- ・設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書

※過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます。

詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください。



(3) 補助金交付までのスケジュール

令和6年3月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和7年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

④ 補助内容

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9
補助上限額 210,000円

⑤ 交付台数

令和6年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数150台を維持します。
ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については各飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市HPをご覧ください。ただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県HP→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anan/annet/index.html>

横浜市HP→



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

南区地域振興課長

令和 5 年度地域活動推進費補助金の活動実績報告及び
令和 6 年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の申請について

春暖の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、市政及び区政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

自治会町内会及び地区連合町内会が行う公益的活動に対して支援するため補助金を交付しますので、申請書等を御提出いただきますようお願いいたします。

また、令和 5 年度に地域活動推進費補助金の交付を受けている自治会町内会及び地区連合町内会は、実績報告に必要な書類も併せて御提出いただきますようお願いいたします。

1 配送便同封資料

- ・令和 6 年度 地域活動推進費 事務の手引
- ・令和 6 年度 地域防犯灯維持管理費補助金 申請の手引
- ・令和 5 年度 活動実績報告書一式（提出用書類）
- ・令和 6 年度 補助金申請書一式（提出用書類）

2 提出期限

令和 6 年 6 月 28 日（金）

※昨年より締切が早くなっておりますのでご注意ください。

3 提出方法

- ・窓口（南区役所 6 階 62 番窓口）
- ・郵送（南区浦舟町 2-3-3 南区地域振興課地域活動係 あて）
- ・Eメール（mn-chishin@city.yokohama.jp）

4 お願い

- ・各自治会町内会で作成している「総会資料」の中には、会員世帯数(4月1日現在)を必ず記載してください。
- ・提出書類について、補助金の支出を速やかに行うため、「請求書」及び「口座振替依頼書」を申請書とともに御提出くださいますようお願いいたします。（交付決定後に記入しますので、**金額及び日付は空欄のまま**をお願いいたします。）
- ・使用される印鑑は**全て同一のもの**にしてください。また、朱肉を使用する認め印をお使いください。（スタンプ印不可）

※申請書等の様式については、南区役所のホームページからダウンロードできるよう準備中です。

南区地域振興課地域活動係

電話：341-1235

Eメール：mn-chishin@city.yokohama.jp

自治会町内会長 各位

南区地域振興課長

令和 6 年度自治会町内会現況届の御提出について（依頼）

春暖の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
日ごろから、市政及び区政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
自治会町内会関連業務を円滑に進めるため、次のとおり現況届の御提出をお願いいたします。

1 提出書類

令和 6 年度自治会町内会現況届

- ※ 現況届は前年度から変更がない場合でも必ず御提出ください。
- ※ 同封しています「令和 6 年度自治会町内会異動届」は、現況届を御提出いただいた後に会長等の変更があった場合に区役所に提出していただく書類です。

2 提出方法

- ・同封の返信用封筒による郵送
- ・窓口（南区役所 6 階 62 番窓口）
- ・F A X（341-1240）
- ・E メール（mn-chishin@city.yokohama.jp）

3 提出期限

役員選出後（総会終了後など）、速やかに提出をお願いします。

4 加入(会員)世帯数について

- ・令和 6 年 4 月 1 日現在、自治会町内会に加入している世帯数
- ・加入世帯数には会費を減免している世帯や法人会員(商店、病院)なども含みます。
- ・「未加入のため会費は徴収していないが広報を配布している」世帯は、加入世帯数に含みません。
- ・地区連合に加入している自治会町内会は、現況届に記入された加入世帯数を、必ず加入する地区連合にお知らせください。（地域活動推進費補助金の交付申請の際に使用します。）

5 広報よこはま南区版の配送先について

会長交代に伴い広報よこはま南区版の配送先を変更する場合は、区政推進課広報相談係（電話 341-1112）に御連絡をお願いいたします。

6 個人情報 の 取扱い

(1) 個人情報 の 利用目的

記載された情報は、自治会町内会の関連業務を円滑に進めるために利用します。

(2) 個人情報 の 提供

利用目的の範囲内で行政機関、公共的機関（区外団体、区社協、警察、ケアプラザ等）、国会・県会・市会の議員へ提供する場合がありますので御承知おきください。また、工事や自治会町内会加入促進等のため工事業者や不動産業者から自治会町内会長御連絡先の照会があった場合は、現況届に御記入いただいた御連絡の要否の回答に基づき対応させていただきます。

7 自治会町内会費について

区役所に会費のお問合せがあった場合、現況届に記載された金額を回答いたします。変更があった場合は地域振興課にお知らせください。

8 認可地縁団体における代表者変更における手続きについて

認可地縁団体となっている自治会・町内会で代表者の変更があった場合、地域振興課に届出を行う必要があります。詳しくは地域振興課担当までお問い合わせください。

9 その他

現況届及び異動届の様式は南区役所ホームページ及び南区連合町内会長連絡協議会のホームページにも掲載しております。データで作成する場合は御活用ください。

※現況届が提出されるまでは、前年度提出の現況届（異動届）情報の内容に基づいて各種対応をいたします。区連会配送便の変更は、現況届を受理した日付によって当月分に間に合わない可能性がありますので御了承ください。

南区地域振興課地域活動係

担当：堀、稲垣

電話：341-1235

FAX：341-1240

Eメール：mn-chishin@city.yokohama.jp

自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケートについて【協力依頼】

1 趣旨

自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況や活動拠点（会館等）に関する情報を把握するため、アンケートへの御協力をお願いします。いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考にさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区の定例会で情報提供をお願いします。

地区連合として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

単会として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。

※地区連長及び単位会長を兼任されている方は、恐れ入りますが、それぞれの立場でご回答くださいますようご協力をお願いします。

3 アンケートの内容

別紙のとおり（全6問、所要時間：3分程度）

- ・自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況について（2問）
- ・自治会町内会活動の拠点（会館等）について（4問）

4 実施時期

令和6年3月12日（火）～6月28日（金）

5 回答方法

次のいずれかの方法で、ご回答ください。

(1) 電子申請システム

右の二次元バーコードから、回答フォームにお進みください。

(2) メール

回答用紙（Excel）を、以下の市WEBページからダウンロードの上、市民局地域活動推進課 sh-jichikai@city.yokohama.jp までお送りください。

(URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/tyosa.html>)

横浜市 自治会町内会調査

検索

(3) 区役所地域振興課への提出

添付の回答用紙を地域活動推進費補助金の申請書類の提出時などに併せて、ご提出ください。（提出方法：窓口への持参・メール等）



←電子申請システムの
二次元バーコード

市民局地域活動推進課 担当：川口、高橋、石栗
電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734
Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp

自治会町内会デジタル活用・活動拠点(会館等)に関するアンケート

区

※自治会町内会名

※地区連長の立場で回答いただく場合は、地区連合会名をご記入ください。

【デジタル関連】

(1)取り組んでいるもの全てにチェック☑してください。

- ① LINEなどを用いた連絡・情報発信 ② 自治会町内会ホームページ開設 ③ 自治会町内会SNS開設

- ④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入） →

- ⑤ WEB会議の導入 ⑥ 会議資料をデータで共有

- ⑦ 紙資料のPDF保存（紙保管の低減） ⑧ ストレージサービス(※)の活用(Googleドライブなど)

(※)インターネット上の保管スペースにデータを保存するサービス

- ⑨ 会議録の自動文字起こしツールの活用

- ⑩ その他（具体的内容） →

(2)これから取り組みたいもの全てにチェック☑してください。

- ① LINEなどを用いた連絡・情報発信 ② 自治会町内会ホームページ開設 ③ 自治会町内会SNS開設

- ④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入） →

- ⑤ WEB会議の導入 ⑥ 会議資料をデータで共有

- ⑦ 紙資料のPDF保存（紙保管の低減） ⑧ ストレージサービスの活用(Googleドライブなど)

- ⑨ 会議録の自動文字起こしツールの活用

- ⑩ その他（具体的内容） →

- ⑪ 今のところ取組む予定はない（その理由） →

【自治会町内会活動の拠点(会館等)について】

(3)主な活動拠点について教えてください。(当てはまるもの1つにチェック☑してください)

- ① 町内会単独で所有する会館 ② 他の町内会等と共同で所有する会館

- ③ 借家・借間 ④ 近隣の町内会が所有する会館 ⑤ 地区センター

- ⑥ コミュニティハウス ⑦ 地域ケアプラザ ⑧ 民間の会議室

- ⑨ マンション等の集合住宅の集会室 ⑩ その他 →

※地区連長の立場で回答いただく場合、地区連合町内会館を所有していなければ、
こちらで回答終了です。

(4)自治会町内会館において、LED照明器具、省エネエアコン等、下記の5つの設備で導入済みのものを教えてください。(当てはまるもの全てにチェック☑してください)

① LED照明器具 (導入した時期) →

② 省エネエアコン (導入した時期) →

③ 断熱窓等 (導入した時期) →

④ 太陽光発電設備 (導入した時期) →

⑤ 蓄電池 (導入した時期) →

⑥ 導入済みの設備はない

↑直近で導入した時期を記入(例:R4年6月頃)

⑦ 会館がない

(5)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金(R6.3.1申請受付開始のLED、省エネエアコン等への補助)について、申請予定(申請済み)ですか。(当てはまるもの1つにチェック☑してください)

① 申請予定 → 回答終了です。 ② 申請済み → 回答終了です。

③ 申請の予定はない → (6)にお進みください。

(6)「申請予定はない」理由を教えてください。(当てはまるものに全てチェック☑してください)

① 会館がない

② 既に省エネ設備を導入済みのため

③ 資金がない

④ 会員の了解が得られない

⑤ 補助手続きが手間

⑥ 要件にあてはまらなかった

⑦ 希望する補助メニューがない
(希望の設備を記入) →

--

⑧ その他 →

--

ご協力いただきありがとうございました。(実施主体:市民局地域活動推進課)

令和6年3月18日

自治会町内会長各位

南区青少年指導員協議会
会長 山崎 直宏

南区青少年指導員協議会広報紙「みなみ青指だより 67号」について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当協議会の活動につきましては、多大な御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、広報紙「みなみ青指だより 67号」を発行いたしました。

つきましては、当協議会の活動について皆様に御周知いただきたく、回覧をしていただきますようお願いいたします。

（送付書類・部数）

みなみ青指だより 67号 回覧用（班数分）

【問合せ】 南区青少年指導員協議会事務局
南区役所地域振興課
担当 古尾谷・岡部
TEL 341-1238 ・ FAX 341-1240



みなみ青指だより

南区青少年指導員協議会

南区青指 🔍 検索



南区制80周年記念

第43回ボイス・オブ・ユース(青少年の主張)

～ 表彰式&朗読開催 ～

令和5年12月3日(日)にボイス・オブ・ユース(青少年の主張)をみなみん(南公会堂)で開催。入選者の表彰式・朗読を行いました。ボイス・オブ・ユースは区内在住在学の小学3年生から20歳までの青少年が、自分の思いや考えを作文に込めて発表します。

今回はコロナ禍以前同様に来場者ありで、小中学生のボランティアの参加もありました。南区制80周年に相応しい大会になりました。

(小林)



▲入選者の皆さん



▲運営スタッフの皆さん

◆◆◆ 南区制80周年記念 第43回ボイス・オブ・ユース応募作品数 ◆◆◆

テーマ	小学生		中学生・高校生・一般	
	応募数	うち入選数	応募数	うち入選数
区制80周年をむかえた南区について	56	9	108	7
ルールとマナーについて	117	5	476	8
自由課題	472	19	467	20
合計	645	33	1,051	35

(編)



第43回 ボイス・オブ・ユース 作文審査経過の報告

◆募集期間

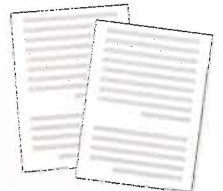
令和5年8月1日(火)～8月28日(月)

◆応募作文総数 1,696編

◆選考にあたって

9月2日(土)13:00より南区役所にて、青少年指導員87名によって第一次選考が行われました。全員で作文の読み合わせを行い、これにより約5分の2の526編の作文が審査を通過しました。通過した作文は、第二次選考として9月6日(水)～18日(月)の期間、各地区に振り分けられ審査が行われました。

さらに、10月5日(木)に青少年指導員役員によって調整会議の場で、最終的に68編の作文を入選作品として決定いたしました。(今井)



オープニングアトラクション



賞状授与



入選にあたって

永田台小学校 4年 大谷 愛さん

初めて入賞して、みんなの前でスピーチするのはきんちょうしたけど、ルールとマナーの大切さを分かってもらえてよかったです。

今度は、ボイス・オブ・ユースの実行委員になってみたいです。

六つ川台小学校 4年 谷平 煌さん

今回の南区制 80 周年記念第 43 回ボイス・オブ・ユースを通して、南区のマナーや、町のよさ、町の人々のやさしさなどを書いている人が多く、南区のキャッチフレーズ「南の風はあったかい」に合ったすてきな内容だったので、初めて参加できてうれしかったです。

平楽中学校 1年 長谷川 心桜さん

今回、私の作文を選んでいただきありがとうございます。沢山の人の前で朗読するのは、とても緊張しましたが、初めてのことであったので、とても貴重な体験になりました。このことをこれからの自分の自信に繋げていこうと思いました。

共進中学校 2年 岩瀬 凜花子さん

私は学校で学級委員を務めていたおかげで大勢の前にもそこまで緊張せずに朗読ができました。しかし今回は自分の言いたいことを読むので少しスピーチのように胸を張って主張することが出来ました。この場で出来た経験を学校や日常でも活かしたいです。

表彰式の舞台裏より

ボイス・オブ・ユースの表彰式も無事に終わり会場の片付けも済んだ後、ボランティアの児童・生徒が集まり「ふりかえりの会」が開かれました。

私はインタビュアーとして参加。会場に入るとそこにはボランティアを経て知り合い、役割や小中学校の垣根を越えた子どもたちが和気あいあいとしていました。

高澤区長の挨拶のあと、みんなで乾杯!ジュースとお菓子で労を癒しながら随所で子どもどうし、区長・区役所、青指の大人と会話する姿がありました。

インタビューでは感想や失敗談、次回ボランティアを担う後輩へのメッセージなどを聞くことができ、その顔には表彰式前の会場入りした時に見せていた緊張した表情が、大役を終えて安堵と自信に満ちた表情に変わっているのを感じました。

(伊東 (由))

インタビュー
させてね～



友だちと
記念撮影



受付・誘導

参加のきっかけは？
「地域に貢献したくて参加しました。」
「いろんな人のスピーチが聞けるので参加しました。」
終わってみての感想は？
「偉い人を前に緊張した～」
「凄く良い経験になりました。」



表彰者介添

これから始まりますが、今の気持ちは？
「ちゃんと出来るか不安です、きれいに見える様に頑張ります。」
「任された仕事は全力で頑張ります。」
無事に成し遂げた感想は？
「良い経験になりました。」



音響・照明

機器の扱いをすぐに覚えてくれて、タイミングもバッチリ！
おかげでスムーズに進行することができました。
(担当青指より)



司会

どうでしたか？
「凄く緊張しました、間違えたところもあったので今度チャンスがあれば頑張ります。」
「中学生と話す機会が今まで無かったけど、仲良くなれました。」
「初めてのボランティアなので難しかった。」



会場案内

参加のきっかけは？
「人の助けになるような仕事が好きなので参加しました。」
「いろんな事に挑戦したかったので参加しました。」



全市統一行動キャンペーン活動



地域住民の皆様には、日頃から、私たち青少年指導員の活動にご理解をいただき、ありがとうございます。我が南区でも、ボイス・オブ・ユースと同日の12月3日に、全市統一行動キャンペーンを行いました。

今年度は『南区制 80 周年』と言う事もあり、更に多くの皆様に、子どもたちの育つ環境に関心を持っていただきたく、力を入れて準備をしておりました。

当日も朝から冷え込む中、駅前などでチラシをお渡ししていると、住民の方から『〇〇さん!ご苦労様!!』『頑張ってるね!!』などと声をかけていただき、とても励みになりました。わざわざ引き返して来てくださり『それ、やっぱり見せてください!』と、受け取ってくださった方もいらっしゃいました。

普段、活動していても『本当に子どもたちの為か?私たちの自己満足になっていないか?』と不安になる事もあります。ですが、一人でも多くの子どもを笑顔にし、その笑顔を守っていきたいと思う気持ちは、青少年指導員皆の願いでもあります。

これからも地域の活動を通して、『社会のたから』である、子どもたちの笑顔を増やすべく、頑張っていきます!
(太田地区 及川)



南区制80周年記念 ふれあいキャンプ2023

令和5年7月29日(土)～7月30日(日)に国立中央青少年交流の家においてふれあいキャンプを実施しました。新型コロナウイルス感染症は5類に移行されましたが、今回も1泊2日の行程で宿泊棟を使用しました。参加者は子ども32名・青少年指導員26名・事務局3名・看護師1名の合計62名でした。今回は夏休みに入ってからの実施で、梅雨も明け天気も2日間ともに快晴でした。

初日は初めての試みで、御殿場市水道施設の見学をしました。施設の職員の方から御殿場の水道の仕組みの説明を受け、配水池タンクや中央監視設備室等を見てまわりました。キャンプ場に到着後、レクリエーション、野外炊事のカレーライス作りに久しぶりのキャンプファイヤーで大いに盛り上がりました。この日の最後は大浴場での入浴でした。湯舟で子どもたちははしゃいだり、ゆっくりお湯につかり一日の疲れがとれたようでした。

2日目の水遊びは安全面を考慮して、ライフジャケットを着用、靴もすべらないように上履きなどを着用して、元気いっぱい遊びました。

全員が怪我もなく、南区役所まで無事に戻って来られて有意義な2日間でした。

(平野)



キャンプの思い出

キャンプに参加した
子どもたちから、感想をききました。

初めてのキャンプ
大岡小学校 3年 やまざき はる 山崎 春さん

ぼくは、初めてのキャンプでカレー作りをしてごはんがうまくたけてうれしかったです。どうしてかというとお友だちといっしょに協力できたのがうれしかったです。レクリエーションでMVPIになれてうれしかったです。初めて参加するのにMVPIになれたと思っていなかったのがびっくりしました。また来年もさんかしたいと思います。ありがとうございました。

楽しかったキャンプ
藤の木小学校 3年 すが あさひ 須賀 朝日さん

ぼくは、はじめてキャンプにさんかしました。さいしょは友だちもいなくて不安だったけどへやについてみんなとしゃべったり、フリスビーをして、仲良くなれました。夕ごはんのカレーを作るときぼくは、ごはんをたく係でした。なべでいたのでとてもあつかったです。みんな食べたカレーは、おいしかったです。次の日早おきして、赤ふじを見にいきました。とても赤くて大きかったです。びっくりしました。とても楽しいキャンプだったので、来年もさんかしたいです。

あつという間の2日間
永田台小学校 6年 いづさき りく 岩崎 陸玖さん

昨年は年上のお兄さんに頼ってばかりでしたが、今年は班で最年長。色々なことに気を配れるか最初は不安でした。でもそんな心配はすぐに吹き飛びました。初めて会うメンバーともすぐ仲良くなり、協力し合い、あつという間に楽しい2日間が過ぎてしまいました。昨年はキャンプで中止だった外でのキャンプファイヤーも今年はできました。火の迫力を感じながらみんなで踊ったことが一番の思い出です。

楽しいキャンプ
別所小学校 3年 たけのうち ゆうり 竹ノ内 結莉さん

わたしは、はじめて親元をはなれてキャンプに行きました。一番楽しかったのは、2日目の川遊びです。川の流力が強くてその流れにのっておよいだのが楽しかったです。夜ご飯のカレーでわたしは野菜の皮をむきました。カレーが出来て食べたからすぎてびっくりしました。おふろに行く途中通った広場が広くて走りまわって気持ちよかったです。翌朝4時半におきて見たふじ山は朝日で少し赤くそまり、雲1つなくきれいでした。来年のキャンプも行きたいです。

とったぞ!! MVP!!
別所小学校 6年 えんどう しゆんた 遠藤 隼太さん

ぼくがキャンプの中で楽しかったことはレクリエーションです。中でも大声をだすゲームが楽しかったです。そしてぼくは得点を一番多くとり、MVPIになれたことがうれしくて一番の思い出です。帰りのバスの中でもビンゴ大会があり、景品をたくさんもらったこともうれしかったです。とても楽しいキャンプを過ごすことができました。ありがとうございました。

初めてのリーダー
永田中学校 1年 にいづき こうき 新妻 幸樹さん

今回のキャンプは、3回目、初めてのリーダーでした。チームのみんなをまとめたり、副リーダーの奏くんともやりとりしながら、楽しい2日間を過ごすことができました。とくに、キャンプファイヤーや、レクリエーションでも、新しい友達を作ったり、コミュニケーションをして、仲を深められたと思います。来年ももし行けたら、今回のキャンプでできたことを生かして協力し合いがんばりたいです。

80 南区制 80周年記念 協賛行事



■つなぐ・つなげる・つながるバザー

3月に開催予定だった南さくらまつりが雨天により開催が見送られたのを受け、急遽“つなぐ・つなげる・つながるバザー”と銘打って、10月28日(土)南地区センターと、隣接する下ノ前公園にてバザーが開催されました。

青指は焼きそば、焼き鳥の販売で参加。穏やかな気候と晴天に恵まれ、従来の南さくらまつりの縮小版ということではありましたが、たくさんのお客様にご来場頂き賑やかな一日となりました。



流行り病の影響で4年振りの開催となった出店。道具はちゃんとあるのか、手順は大丈夫か。事前の打ち合わせ、準備等万全を期して臨んだ当日は、早朝から皆が協力して順調に販売することができました。

近隣の井土ヶ谷下町地区の町内会からはテントやテーブル、椅子等の備品を貸し出して頂きました。多大なるご協力に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。



■地区協賛事業

南区制80周年を迎え、南区各連合町内会では80周年を冠に、各種事業が開催されました。南区としては“つなぐ・つなげる・つながるバザー”、その他北永田地区のふるさとふれあいまつり、六ツ川大池地区では歩こう大会が開催されました。それぞれの取組みを紹介していきます。

(門井)



全市一斉統一行動パトロール



青少年を取り巻く社会環境健全化活動の推進のため、内閣府が定める「青少年の非行・被害防止全国強化月間(7月)」に合わせた、夏休み開始直後の令和5年7月22日を中心に全市一斉夜間のパトロールを実施しました。

南区区内でも8つの中学校区で、各16地区の青少年指導員を中心に学校教諭・PTA等と連携し、夜間における青少年の見守り活動が行われました。

六ツ川地区は3つの中学校が対象となっており、18人が3チームに分かれ中学校区内にある公園やカラオケ店、コンビニエンスストア等を巡回しました。

わたしが参加した六ツ川中学校区は、2地区合同で3つのコースにわかれパトロールを行いました。六ツ川中学を出発し六ツ川二丁目にある「ふれあい公園→第二公園→第四公園→第一公園」を順に回りましたが、子どもを見かけることはなく無事パトロールが終わりました。

地域と連携を図り、いろいろな場面で青少年を取り巻く環境の健全化に努めていきたいと思えます。

(森田)



【六ツ川中学校区】 六ツ川地区 / 六ツ川大池地区 7月22日(土) 19時

【南中学校区】 六ツ川地区 / 井土ヶ谷地区 / 南永田・山王台地区 / 本大岡地区 7月22日(土) 20時

【南ヶ丘中学校区】 六ツ川地区 / 別所地区 / 大岡地区 7月28日(金) 19時

北永田地区

ふるさとふれあいまつり

10月8日(日)に永田小学校でふるさとふれあいまつりが行われました。

昨年はコロナ対策で午前中で終わりましたが、今回はフルバージョンで15時まで行いました。

今回は、初めて永田中学校の美術部が参加して、まつりの開催



時間内にライブで作品を仕上げるといイベントを行いました。雨が閉会式前にパラパラときましたが、完遂出来ました。区制80周年に新しいイベントは大成功したと思います。

(加藤)



六ツ川大池地区

歩こう大会

六ツ川大池地区では、4月23日(日)に「歩こう大会」を実施しました。

これは、毎年行われている行事の一つで、各町内会館・自治会館を経由し、広域避難場所、防災拠点となっている小中学校を巡りながら地域交流を深めて新たな発見をすることを目的としています。

今回は、総勢356名の参加で老若男女幅広い世代の間が集い、「南区制80周年」の缶バッジを胸に付けて元気に歩いていました。

(青木)



南区80年の歩み

昭和 18年12月1日 南区誕生58カ町で発区
昭和 20年5月29日 横浜大空襲で南区の広範囲が焦土と化す。
昭和 20年8月15日 終戦
昭和 41年10月1日 港南区区分
昭和 47年12月 地下鉄 伊勢佐木長者町～上永谷間開通
昭和 48年4月 横浜市青少年指導員協議会創設
昭和 51年7月 南まつり開催
昭和 58年5月 第1回ボイス・オブ・ユース開催

昭和60年3月 5年の工期をかけて大岡川プロムナード完成
平成元年3月 南区青指だより創刊
平成4年8月 第1回ふれあいまつり開催
平成28年2月 南区総合庁舎移転

※青字は青指の活動



群馬県赤城林間学園や道志村へキャンプに行ったね



第54回 神奈川県青少年指導員大会

令和5年11月12日(日) 神奈川県西10市町協議会(松田町・小田原市・南足柄市・中井町・大井町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町)主催により 松田町生涯学習センターで開催されました。

▶テーマは「すべての青少年が成長・活躍できる未来へ」

オープニングは 開成町阿波おどり 壮大なお祭りを彷彿させキッズも交えての素晴らしい演技で開幕しました。山北町協議会会長の開会のことば、来賓の挨拶、紹介、祝辞と続き、長年の功労を称える表彰式では県内の指導員(今年度62名)皆さんへ感謝状の贈呈が行われました。

▶続いて 小田原市と南足柄市の活動事例発表

小田原市は、現在85名の青少年育成推進員で活動しており、今年実施した『小田原城ロゲイニング』の紹介がありました。(ロゲイニングとは地図やコンパスを使って定められたエリア内のチェックポイントを回る野外スポーツ) 城址公園の文化・歴史・産業など伝えていくことを推進し開催したとのこと。南足柄市は、41名の推進員で活動しており、『二十歳の集い・補導パトロール・市民まつり』を中心に「ジュニアリーダーズクラブメンバーの勧誘」を促進する活動をしています。《青少年育成推進員協議会は「青少年補導員」と「青少年指導員」が合併して誕生

▶後半はテーマ「ダークサイドから子ども達を守る」

講師として心理カウンセラー 荒木信弘氏 による講演が行われました。生立ちは複雑な家庭環境で育ち、非行の少年期を過ごし、成人後も借金苦・依存症・非行を繰り返した生活を送っていたが、そこからの脱却の糸口となった保護司・知人・青指、そして学生時代の恩師による導きで現在は、非行行動に苦しむ学校の生徒指導や支援活動に携わり、『荒れた学校を安心の環境に変えた』ことの評価を受け、多くの学校から応援要請があり活動を行っています。

非行や生活に苦しむ青少年たちを救う『心の居場所』を作り、命と向き合っている子ども達との触れ合いを思い出し途中自ら声を詰まらせる場面もあり、会場内でも多くの方々が目が潤ませていました。最後に我々指導員へ、青少年たちの道しるべとなり、手を差し伸べて欲しいとの熱いメッセージがありました。

閉会にあたり次回(第55回大会)開催地となる相模原市協議会へバトンが渡されました。(伊東)



横浜市青少年指導員研修会



令和 5 年 9 月 16 日 (土)
西区公会堂に於いて市青指
研修会が開催されました。
オープニングイベントでは県
立横浜平沼高等学校ダンス
部の若さ溢れるダンスに会
場が沸き上がりました。

次に西区青指が取り組んでいる様々な活動の紹介があり
ました。掃部山公園で開催される虫の音を聞く会、プラ
ネタリウムや紙飛行機大会、ふれあい春祭りでの百人一首
大会など活発な活動の様子が見られました。

記念講演は桂歌助師匠による「笑顔を引き出す話し方」。
プロの噺家とはこれ程話術が巧みなのかと驚き、見事なつ
かみで最初から笑いに包まれ会場全体が講演に引き込まれ
ていきました。

講演では、人を笑わせる人は好かれる、笑いは場を和ま
すといった効用が笑いにはあり、その笑いを引き出すた
めの声の出し方や声の表現
の仕方などを話されました。
桂歌丸師匠とのエピソードを
盛り込みながら「なぞかけ、
の落ちの付け方や小噺の作
り方など、終始笑いの絶えな
い講演でした。(門井)



南区青少年協議会全員研修会

令和 6 年の幕が開け小正月を迎えよ
うとしている中、令和 6 年 1 月 14 日 (日)
午前 10 時より、南区役所において「南
区青少年協議会全員研修会」を開催し
ました。ここ数年、コロナ感染症対策と
して、中止や参加人数を絞るなどの方法
により制限を設けての開催でしたが、昨
年の新型コロナの 5 類移行により、青
指全員参加が可能となり、83 人の参加
がありました。



研修は、「子ども食堂を含む子どもの居場所の現状につ
いて」をテーマとし、南区社会福祉協議会事務局次長、子
ども食堂運営団体の「NPO 法人こっこ」代表、「いらっしやい
運営委員会」代表を講師としてお招きしました。

南区社協次長からは、子どもの居場所としての子ども食
堂の役割、ネットワーク、現況についての説明がありました。
また、各子ども食堂運営団体からは、団体の活動状況や今
後についてのお話をうかがいました。

各団体の説明後、青少年指導員からの質問事項を基にパ
ネルディスカッションが行われ、運営方の苦勞、支援活動に
おける配慮等を知ることが出来ました。また、子どもたちの
笑顔を見たい、力になりたいという思いが伝わってきました。

研修を通して、子ども食堂についての様々な気づきを得
られましたが、私たちにもまだわからないことがたくさんあり、
今後は、共同できるところは協力し、子どもたちの居場所づ
くりと地域のつながりを作っていきたいと思えます。(内田)

編集後記

体調の許す限り私は、毎朝、1 時間半ほどウォーキ
ングをするようにしています。朝の日差しを感じ一日の
スタートを迎えると日中の活動も気持ちよく行える気が
します。

年間、四季折々の何パターンかのルートを決めて歩
いていると横浜の歴史文化財の看板に気づくことがあり
身近に暮らしているのに知らないことがたくさんあるこ
とに気づきました。

長く横浜市南区に住みますがちょっとしたことをき
っかけで知ることが出来てより地元の関心度が増します。

新年度に向けて 1 年間の出来事を見返しどんなこと
をやりたいのか?どんな目標を立てようか?短いス
パンでも立ち回り前を進むように心がけて行きたいと思
います。(岡田)

令和 6 年度上半期、青指行事予定

5 月 19 日	南区青少年指導員協議会新任者研修会
6 月頃	小中学校教諭との打合せ会
7 月	全市一斉統一行動パトロール活動
7 月 20 日～21 日	ふれあいキャンプ 2024

編集委員



■ 広報部会長	北永田地区	加藤 春 哉
■ 広報部会員	お三の宮地区	岡田 圭 司
	太田地区	稲垣 恵 子
	太田東部地区	今井 馨太郎
	寿東部地区	小林 航 大
	中村地区	平野 直 子
	蒔田地区	斉藤 純
	井土ヶ谷地区	門井 由美子
	南永田山王台地区	山田 智 久
	永田みなみ台地区	伊東 由 和
	六ツ川地区	森田 裕 之
	六ツ川大池地区	青木 慶 一
	本大岡地区	内田 正 幸
	別所地区	松尾 英 司
■ 広報部会担当役員	六ツ川大池地区会長	伊東 俊 一

編集発行 / 南区青少年指導員協議会
事務局 / 横浜市南区地域振興課内
TEL 045(341)1238



令和6年3月18日

自治会町内会長各位

南区青少年指導員協議会
会長 山崎 直宏

南区ふれあいキャンプ2024 参加募集について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当協議会の活動につきましては、多大な御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、大自然の中での異年齢間交流を行う「南区ふれあいキャンプ2024」を実施いたします。

つきましては、広く周知いたしたく、ポスターの掲示をお願いいたします。

（送付書類・部数）

南区ふれあいキャンプ2024 参加募集チラシ

掲示板数

【問合せ】 南区青少年指導員協議会事務局
南区地域振興課区民活動推進係
担当 古尾谷・岡部
TEL 341-1238 ・ FAX 341-1240

南区ふれあいキャンプ 2024

そうだ！ キャンプに行こう！！



日程 2024年7月20日(土)～7月21日(日) 1泊2日
会場 国立中央青少年交流の家(静岡県御殿場市)
対象 区内在住・在学の青少年(小学校3年生～中学生)
定員 60名 ※応募多数の場合は抽選
参加費 13,000円(交通費・食費・保険料含む)
申込方法 南区ホームページから電子申請で申込み
★友達と一緒に参加する場合は、代表者がお申込みください。
申込締切 5月15日(水)
問合せ先 南区役所地域振興課区民活動推進係
電話:045-341-1238 FAX:045-341-1240
メール:mn-fureai@city.yokohama.jp



申込フォーム

主催 南区青少年指導員協議会 / 共催 南区役所

南区区連会承認番号第60号 掲示期間:～5月15日まで

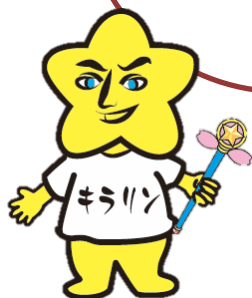
3/29
公開!

補助金を使って
どんな活動が
できるかな?

地域で
趣味や特技を
生かしたいな

地域活動の
何かヒントが
欲しいな

動画配信



令和5年度 南区地域活動発表会



フレイル予防 合気道



防災キャンプ 和太鼓教室



子ども食堂 ほか



★発表団体★

南中学校防災キャンプ実行委員会
合気道楽習会/アントレ健幸華齢プロジェクト/久良岐太鼓
蒔田地区社会福祉協議会/北永田地区社会福祉協議会



← 動画はこちらからチェック!

南区地域活動発表会

検索



事務局

南区役所地域振興課 電話 045-341-1239 FAX 045-341-1240

南区福祉保健課(電話 045-341-1183)

南区社会福祉協議会(電話 045-260-2510)

南区区連会承認第59号

見本

地域の皆さまが
地域の身近な課題を共有し
意見交換する場

令和 6 年度

〇〇地区懇談会

議題

〇〇の現状と今後について

日時

令和6年5月 日()
〇〇:〇〇~

会場

〇〇センター
(南区〇〇町3-1-5)



昨年度の様子

- ・参加人数を制限させていただく場合があります。
- ・参加方法等についてはお住まいの自治会町内会までお問合せください。



各地区の開催に
ついてはこちら

主 催: 〇〇地区連合町内会

事務局
南区地域振興課地域力推進担当
☎341-1239

年間を通してご相談を受け付けています！

防犯灯や道路設備の補修など、特定箇所の懸案事項については、
直接担当部署にご相談ください。

◆◇ 主な連絡先 ◇◆

	道路の補修、ガードレール等の 道路設備や公園・下水道に関すること	南土木事務所 TEL: 341-1106
	防犯灯（電柱のLED灯）に 関すること	市民局地域防犯支援課 TEL: 671-3709
	地震・風水害等（がけを含む）の 防災対策に関すること	南区役所総務課防災担当 TEL: 341-1225
	交通安全、防犯・生活安全など	神奈川県南警察署 TEL: 742-0110
	火災予防、消防訓練など	消防局南消防署 TEL: 253-0119
	ごみ収集場所・街の美化など	資源循環局南事務所 TEL: 741-3077 南区役所地域振興課 資源化推進担当 TEL: 341-1236

連絡先がご不明の場合は、横浜市コールセンター(TEL: 664-2525)
または南区役所地域力推進担当(TEL: 341-1239)にお気軽にお尋ねください。



発行日 2024年3月
発行 南区保健活動推進員会
住所 南区浦舟町2-33
電話 045-341-1185

保健活動推進員だより

新しいメンバーになりました

令和5年4月20日に南区保健活動推進員委嘱式が執り行われました。
今期は約270名で南区民の健康アップのために活動をしていきます。

南区保健活動推進員
(16地区 会長・副会長の集合写真)



令和5年
南区保健活動推進員委嘱式



ごあいさつ

南区保健活動推進員会 会長 中村 雅一 (写真左)



保健活動推進員 三役

南区保健活動推進員会は地域の皆様の健康づくりの推進役として活動しております。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症

が5類感染症に移行し、大型商業施設での健康測定会や健康ウォーキング等を積極的に開催いたしました。

今後も地域とのつながりを深め「親しみ・楽しみ・喜び」あえる保健活動推進員会を目指していききたいと思います。

南福祉保健センター長 木村 博和



南区保健活動推進員会の皆様には、日頃から地域の健康づくりの推進役としてご活躍くださり、心より感謝申し上げます。

地域の行事も再開され活動の場を広げながら、区民の皆様の健康づくりを支える大きな役割を果たしていることを大変心強く思います。

引き続き、ご自身の健康を大切にしながら、地域の健康づくりの推進役としてより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。



保健活動推進員(通称:ほかつ)とは?

南区保健活動推進員会では、健康寿命延伸を目指して、各地区でウォーキング活動や体力測定、健(検)診の啓発、感染症予防・歯科口腔・フレイル予防など健康に関する知識を学んでさまざまな健康づくり活動を行っています。

活動の詳細はこちら



南区マスコットキャラクター
みなっち

ウォーキングのすすめ

活動紹介

地域の皆さんと一緒に健康づくりに取り組めるように各地区でウォーキングを実施しています。

たくさんの方に参加してもらえるようにチラシを作成して掲示板でお知らせしたり、楽しめるように保活が様々なウォーキングコースを検討しています。

また、安全に実施するための下見やウォーキングに関する研修会を実施しています。

皆さんで歩けばあっという間です。

保活と一緒に楽しく健康づくりをしませんか。



ウォーキングのコツ

実施前後に確認

- ☑ 体調不良はないか
(体温・血圧・関節痛・睡眠不足など)
- ☑ 水分や救急セットは持っているか
- ☑ 歩きやすい靴か
- ☑ ストレッチは実施したか

正しい姿勢のポイント

顔は正面を向く
(目線は動いて良い)

素早く前足の上に
上半身を乗せる

腕を平行に
後ろに振る

足は一直線を
はさむように

かかとから
着地する

親指が
最後に離れる

令和5年度南区保健活動推進員向けウォーキング運営研修の資料より

ストレッチを紹介



体側伸ばし(10秒×2回)

頭の上で手を組み、左右に揺らす

ふくらはぎ伸ばし(10秒×2回)

足を前後に開き、前の膝を曲げ
後ろ足のかかとを地面に下ろす



肩伸ばし(10秒×2回)

片手を前に伸ばし、反対の
手で胸に引き寄せる



ペースの目安は「やや楽～ややきつい」と感じる
(軽く息がはずみ会話ができる程度) ※無理のない範囲で

よこはま/ウォーキングポイント 歩数計アプリ

横浜市では18歳以上の横浜市在住、在勤・在学の方を対象にウォーキングをするとポイントが付与されるお得な事業を実施しています。
ポイントに応じて抽選で商品券等が当たります。



▲詳細はこちら

「令和 6 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 6 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和 6 年度横浜市市民活動保険補償内容（令和 5 年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死 亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額（1 名 上限 500 万円）
財物賠償	1 事故 500 万円	入 院	1 日 3,500 円（180 日限度）
保管物賠償	1 事故 500 万円	通 院	1 日 2,500 円（90 日限度）
免責金額 （自己負担額）	5,000 円	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

4 添付資料

リーフレット「令和 6 年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、
地域ケアプラザ 等
本市ホームページにも掲載します。

※ 令和 6 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

令和6年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和6年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

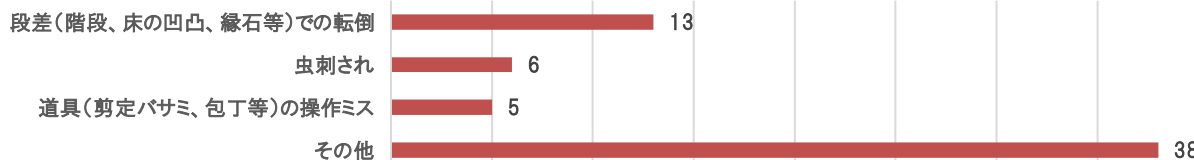
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

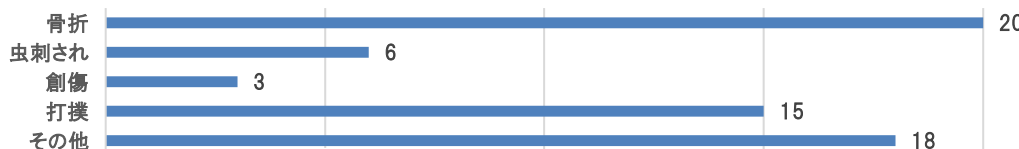
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故: 令和5年4月～令和5年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 (賠償責任事故のみ対象となります)

①防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)

②本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)

③本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

南 政 第 1247 号
令和 6 年 3 月 18 日

自治会・町内会長 様

横浜市南区長 高澤 和義
横浜市政策局長 鈴木 和宏
横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和 6 年度においても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 6 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和6年5月、8月、12月 (または11月)、令和7年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月1日～10日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

(令和7年1月号は、令和6年12月29日までにお届けします。)

裏面あり

(5) 配布謝金の支払

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回（令和6年10月と令和7年3月）お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

南区区政推進課広報相談係 TEL：341-1112 FAX：341-1241

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和6年度も、自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

(5) 広報紙を各世帯にお配りの際は、郵便受けの差入口からはみ出さないよう、可能な限りの御配慮をお願いいたします。

担当：南区区政推進課 広報相談係

Tel341-1112 FAX341-1241

政策局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

大岡川プロムナードの桜の開花情報をお伝えする特設サイトを開設します！

大岡川プロムナードは、毎年多くの花見客で賑わう市内有数の桜の名所です。桜の開花状況を確認できる特設サイトを今年も開設します。ぜひ、ご覧ください。

概要

- 1 開設期間
令和6年3月15日(金)から開花終了まで
- 2 主な内容
(1)桜の開花情報
週に3回程度(※土日祝日を除く)桜の開花の様子をレポートします。

3月20日

ソメイヨシノのつぼみが色づいてきました。
南区制80周年記念みなみ桜まつりに向け、ぼんぼりの準備が進んでいます。



大井橋付近の様子

3月28日

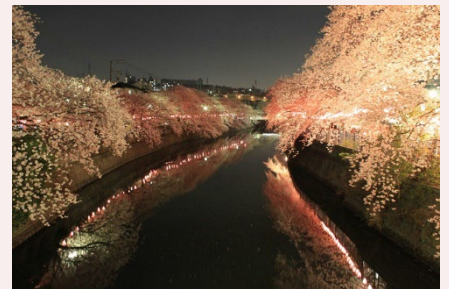
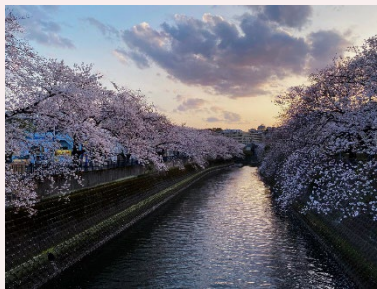
朝から続いた雨も上がり夕日が顔を出す大岡川プロムナード。
ソメイヨシノも満開で、屋台や花見客でにぎわっていました。



雨あがりのソメイヨシノとぼんぼり (清水橋付近)

※昨年度の内容です。

- (2)過去のフォトコレクション
とっておきの桜の写真をお楽しみいただけます。



※写真は一例です。

- ※第1回みなみ桜まつり 2024の蒔田公園イベント(令和6年3月23日(土)・24日(日))
や大岡川プロムナードのライトアップ・ぼんぼり点灯(令和6年3月22日(金)~4月7日(日))
の情報も掲載しています。

- 3 公開場所
南区役所ホームページ上で公開します。
https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/machizukuri_kankyo/midori_eco/sakura/r6promenade.html



▲二次元コード



横浜で初めて行う
万国博覧会
2027年3月19日~
9月26日開催

お問合せ先

南区区政推進課長 高村 倫未 Tel 045-341-1231

横浜大岡川桜並木

京急



×横浜市南区



キャンペーン

を実施します。

「第1回みなみ桜まつり2024」の時期にあわせ、市内有数の桜の名所である大岡川プロムナードのPRを目的に、京浜急行電鉄株式会社と連携したキャンペーンを実施します。

デジタルスタンプを集め、景品がもらえるスタンプラリーを開催します。また、キャンペーンチラシを持参することで、南区民がおすすめする飲食店「みなみのおすすメシ」店舗（9店舗）の特典を受けられます。

1 スタンプラリーについて

(1) スタンプスポット（4か所）

日ノ出町駅（改札内）、南太田駅（改札外）、
弘明寺駅（改札外）、京急百貨店10階 レストランフロア

(2) プレゼント引換え場所・時間

京急百貨店（7階催事場カウンター）10時～18時
※全4か所のスタンプ押印が必要です。

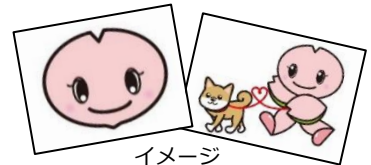
(3) 景品

①京急オリジナルポーチ
2,000個



イメージ

②南区マスコットキャラクター「みなっち」
ステッカー 1,000枚



イメージ



▲キャンペーンチラシ

2 「みなみのおすすメシ」店舗特典について

【参加店舗（9店舗）】

寿司 川徳、うらふね、らーめん たつ屋、STEAKバル 歌舞鬼、café KuKuRu、
キッチン裕、チャイナ飯店、BISTRO CAFE FIORE、Bottega Regalo

各店舗の特典は下記 URL よりご確認ください。（令和6年3月15日（金）から公開）

<https://www.keikyu.co.jp/cp/ookagawasakura2024/>



〈参考〉「みなみのおすすメシ」について

南区民のみなさんから区内のおすすめの飲食店をあったかいエピソードとともに募集し、
推薦数の多いお店やあったかいエピソードの多かった31店舗を「みなみのおすすメシ」に
決定しました。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/shokai/gaiyo/osusumeshi.html>



〈参考〉第1回みなみ桜まつり2024について

- 蒔田公園イベント 令和6年3月23日（土）・24日（日） 10時～15時
- ぼんぼり点灯式 令和6年3月22日（金） 16時半～18時
- 大岡川沿いのライトアップ・ぼんぼり点灯
令和6年3月22日（金）～4月7日（日） 18時～21時

<https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/event-bosyu/kanko/20221014140439184.html>



〈参考〉横浜大岡川桜並木キャンペーンについて（京浜急行電鉄株式会社）

https://www.keikyu.co.jp/company/news/2023/20240314HP_23162YM.html



お問合せ先

南区区政推進課長 高村 倫未 Tel 045-341-1231

横浜みどりアップ計画[2024-2028]の策定について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では、「緑豊かなまち横浜」を次の世代に引き継いでいくため、平成 21 年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

3 期目となる現行計画は、今年度末に終了しますが、この度、昨年 12 月の横浜みどり税条例一部改正の議決を受け、4 期目となる「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」を策定しましたのでご報告します。引き続き、計画への御理解・御協力をお願いいたします。

なお、配布資料については、区連会での説明後に、単位自治会町内会長あてに各 1 部を送付させていただきます。

2 計画の概要

添付の概要版リーフレットを御参照ください。

横浜みどりアップ 2024-2028

検索



【計画全体に関すること】

環境創造局政策課

電話 045-671-4214 /FAX 045-550-4039

メール ks-mimiplan@city.yokohama.jp

【計画の各事業に関すること】

環境創造局みどりアップ推進課

電話 045-671-2712 /FAX 045-224-6627

メール ks-midoriup@city.yokohama.jp

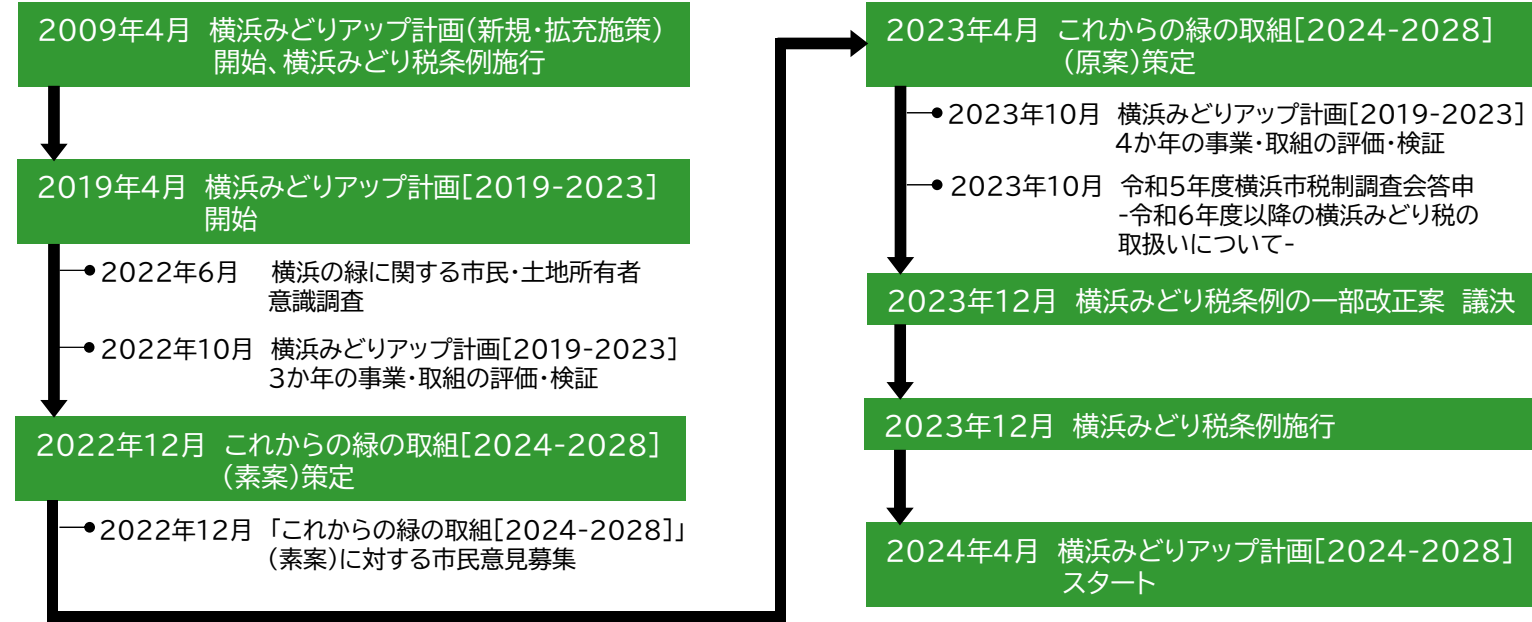
計画を進めるための財源について

「横浜みどり税」は、緑の保全・創造に取り組むための安定的な財源として、2009(平成21)年度から、市民の皆様にご負担いただけてきました。引き続き2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までご負担をお願いし、この計画の重要な財源の一部として活用していきます。

対象	税率
個人	市民税の均等割に年間900円を上乗せ※
法人	市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※ 所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方は課税対象から除く

横浜みどりアップ計画[2024-2028]策定の流れ



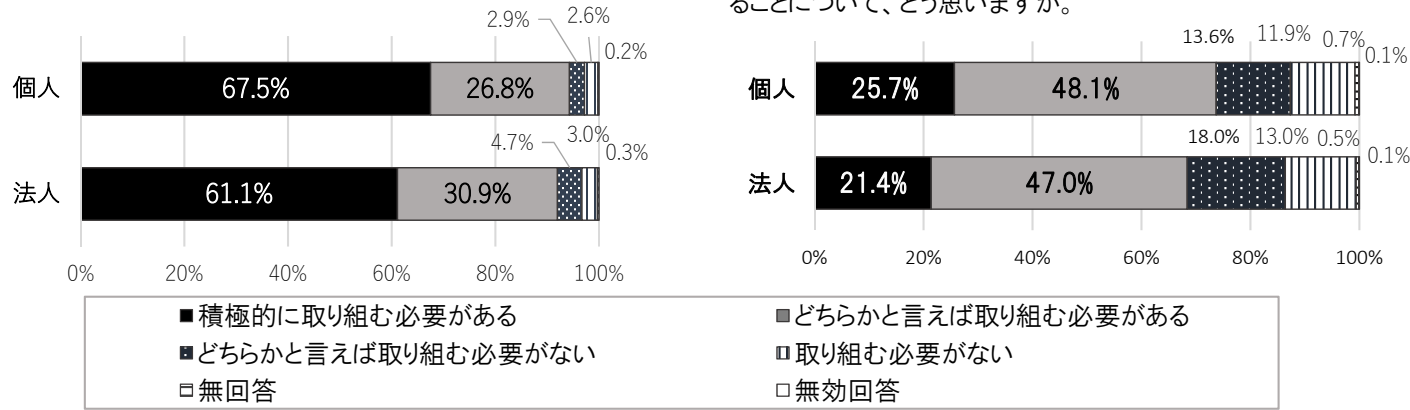
素案に対する市民意見募集の結果(概要)

	アンケート方式	公募型自由記述方式
実施期間	2022(令和4)年12月23日(金)から2023(令和5)年1月31日(火)まで	
実施方法	無作為抽出の個人5,000人、法人5,000社に対し調査票を送付	素案の概要版パンフレットに添付のハガキ、Webフォーム、電子メール、FAX
回収数	個人：1,281人 法人：939社	43通(意見総数：93件)

アンケート方式の回答結果

問1「これからの緑の取組」では、引き続き、貴重な緑を将来に残すとともに、新たに創出する取組を進めようとしています。このことについてどう思いますか。

問7「これからの緑の取組」に掲げた緑を保全・創出し、未来に引き継いでいくための施策を実施するためには、安定的な財源が必要となります。その財源の一部を、横浜みどり税のように、市民が負担することについて、どう思いますか。



※問7は「取り組む」⇒「負担する」に読み替え

計画本編(冊子)は、次の場所で閲覧できます

- 各区役所の広報相談係
- 市民情報センター(市庁舎3階)
- 環境創造局ウェブサイト



問合せ先
 横浜市環境創造局政策調整部政策課みどり政策調整担当
 電話：045-671-4214 FAX：045-550-4093
 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(28階)

横浜みどりアップ計画[2024-2028] (概要版)

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有しています。これらの緑を次世代に引き継ぐため、「横浜市水と緑の基本計画」の重点的な取組として、2009(平成21)年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

現行の「横浜みどりアップ計画」は、2023(令和5)年度末までの計画ですが、緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組むことが必要です。そこで、これまでの取組の成果などを踏まえ、2028(令和10)年度を目標年次とする「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」をとりまとめました。

横浜みどりアップ計画[2024-2028]が目指す姿

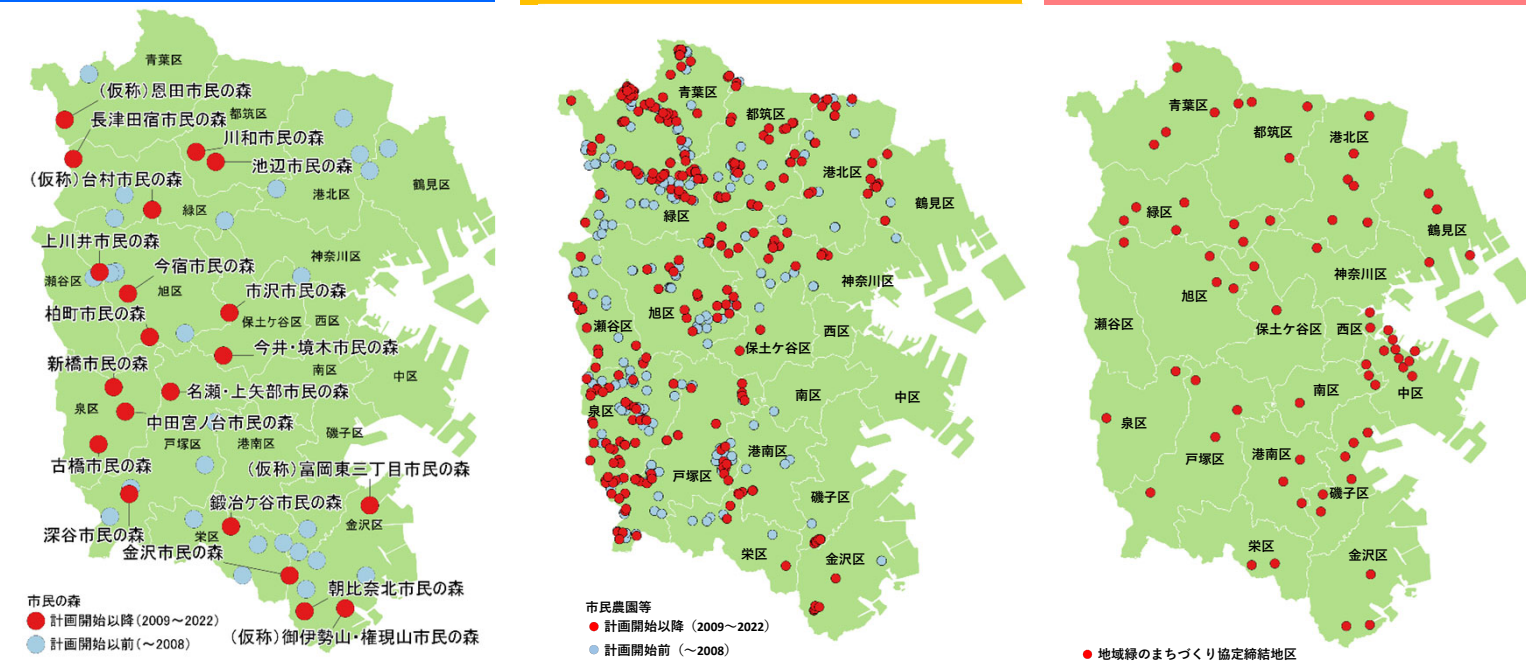


横浜みどりアップ計画のこれまでの主な成果

市民の森の開園
 - 16か所開園し、43か所に -

農園の開設
 - 310か所開設 -

地域が主体となって緑や花を創出
 - 67か所で展開 -



みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5か年の目標

計画の理念のもと、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5か年の目標を、次のとおりとします。

1. 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します

緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展 など

2. 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます

森の保全管理など緑の多様な役割や機能を発揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など

3. 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

みどりアップ計画[2024-2028]の方向性

多様なコミュニティの形成や市民活動の支援の拡充

全市域に広がっている緑や花に関する活動への支援を充実させ、さらに発展させることで、活発な市民活動が行われている姿を目指します



市民が緑に関わる取組のさらなる展開

市民が緑にふれ、感じることができるよう、魅力的な空間づくりや体験イベントの開催をはじめ、これまで確保してきた緑のストックの一層の活用を進めます



身近な緑の着実な確保と維持管理による質の向上

引き続き身近な緑の場を保全・創出して良好な育成を進めることで、都市環境を形成する主要な要素である緑のもつ多様な機能を効果的に発揮させていきます



市民・事業者の皆様が取組の意義や成果、緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、取組への共感と、緑のある暮らしの実感につながる広報を展開

柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

施策1

まとまりのある樹林地の保全・活用

- 事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
- 事業② 良好な森の育成
- 事業③ 森に関わる多様な機会の創出

柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

施策1

農に親しむ取組の推進

- 事業① 良好な農景観の保全
- 事業② 農とふれあう場づくり

施策2

「横浜農場」の展開による地産地消の推進

- 事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進
- 事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

施策1

市民が実感できる緑や花の創出・育成

- 事業① まちなかで緑の創出・育成

施策2

ガーデンシティ横浜の更なる推進

- 事業② 緑や花があふれる地域づくり
- 事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成
- 事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成

効果的な広報の展開

- 事業① 市民の理解を広げる広報の展開

事業費

(単位：億円)

	事業費	国費	市債	一般財源	みどり税
柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む	303	60	133	24	86
柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる	34	-	12	12	10
柱3 市民が実感できる緑や花をつくる	77	0.5	6	25	46
効果的な広報の展開	0.8	-	-	0.8	-
総事業費	415	60	150	62	142

※端数処理により、合計値は一致しないことがあります。